

令和6年度 義務化

安全計画の策定

株式会社アイラ

義務化の背景

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)」において、**障害児通所支援事業所**等に対し、**安全に関する事項についての計画（安全計画）の策定**が義務付けられました。

その背景には、都道府県が条例で定める「児童福祉施設等の運営に関する基準」のうち「**児童の安全の確保**」に関するものは、国の定める基準に従うよう、改正が行われたこと。

そして、令和4年9月に静岡県牧之原市において、**認定こども園の送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなる**という大変痛ましい事案が発生したことがあります。

義務化の対象

取組事項	2021.4.1 (令和3年度)	2022.4.1 (令和4年度)	2023.4.1 (令和5年度)	2024.4.1 (令和6年度)
感染症対策の強化の取組み	努力義務	努力義務	努力義務	義務化
業務継続の取組み	努力義務	努力義務	努力義務	義務化
障害者虐待防止の取組み	努力義務	義務化	義務化	義務化
安全計画の策定	—	—	努力義務	義務化

児童の安全確保に関する具体的取り組み

1. 安全計画の策定

2. 児童・保護者への安全指導等

3. 実践的な訓練や研修の実施

4. 再発防止の徹底

◎安全計画の策定方法について

事業所等は**当該年度が始まる前に**、以下について**年間スケジュール（安全計画）**に定めることとされています。

1, 事業所の設備等の**安全点検**

2, 事業所外での活動等を含む事業所等での活動、取組等における**従業者や児童に対する安全確保のための指導**

3, 従業者への**各種訓練や研修等**の児童の安全確保に関する取組 など

POINT! 「いつ、何をなすべきか？」を整理し、安全計画に盛り込む。

1. 安全計画の策定

(1) 事業所設備の安全点検

- ・ 事業所の設備（備品、遊具、防火設備、避難経路等）を**定期的に文書に記録**（学校安全計画では毎学期1回以上）した上で、改善すべき点を改善する。
- ・ 点検先は**事業所外**の公園など、定期的に利用する場所も含む。

(2) マニュアルの策定・共有

- ・ 通常支援時に、児童の動きを常に把握するための**役割分担**を構築する。
- ・ **リスクが高い場面**（食事、水遊び、事業所外活動、送迎）での気を付けるべき点、役割分担を明確にする。
- ・ **緊急的対応**の場面（災害、不審者侵入、火事等）における役割分担の整理と掲示、保護者等への連絡手段、地域や関係機関との協力体制の構築などを行う。
- ・ これらをマニュアルにより可視化して事業所の**全従業員**に共有する。

2. 児童・保護者への安全指導等

(1) 児童への安全指導

- ・ 児童自身が事業所等での安全や危険を認識し、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解できるように努めること。
- ・ 地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設けること

(2) 保護者へ説明・共有

- ・ 保護者自身が安全に係るルール・マナーを遵守することや、バスや自転車通所の保護者には、交通安全・不審者対応について児童が通所時に確認できる機会を設けてもらうことなど児童が家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼すること
- ・ 保護者に対し、安全計画及び事業所等が行う安全に関する取組の内容を説明・共有すること。また、その取組の内容を公表しておくことが望ましい。

3. 実践的な訓練や研修の実施

- ・ **避難訓練**は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた**様々な災害**を想定して行うこと
- ・ **救急対応**（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）の**実技講習**を定期的に受け、**事業所内でも訓練**を行うこと
- ・ **不審者の侵入**を想定した実践的な訓練や119番の通報訓練を行うこと
- ・ **自治体が行う研修・訓練**や**オンラインで共有**されている事故予防に資する**研修動画**などを活用した研修を含め、事業所等の**全従業員**が受講すること

4. 再発防止の徹底

- ・ **ヒヤリ・ハット事例**の**収集**及び要因の**分析**を行い、必要な**対策**を講じること
- ・ 事故が発生した場合、原因等を分析し、**再発防止策**を講じるとともに、**安全点検実施箇所**や**マニュアル**に反映した上で従業者間の**共有**を図ること

安全確保に関する取組を行うにあたっての留意点

- ・ リスクの高い場面や緊急的な対応が必要な場面での**マニュアル策定**が不十分である場合は、**速やかに策定・見直し**を行うこと。
- ・ 事業所内活動時はもちろん、**事業所外活動時**においては特に**児童を見失うことなどが無いよう**留意すること。その際「**保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項**」「**園児の見落とし等の防止に関する各自治体の取組例や実例を踏まえた留意事項**」が参考となるので参照すること。
- ・ **災害**については地震、風水害、火災だけではなく、土砂災害、津波、火山活動、原子力災害などを含め**地域の実情に応じて適切な対応**に努めること。
- ・ **車両送迎**の際は常に児童の行動の把握に努め、**児童の見落としなどが無いよう**に対応すること。また「**こどものバス送迎・安全徹底マニュアル**」を既存のマニュアルに追加して使用する・参考にするなど、**補助資料として活用**すること。また、令和5年4月から義務付けられた**①降車時等に点呼等により児童の所在を確認、②送迎用車両への安全装置の装備**に引き続き適切に対応すること。

参考資料まとめ

安全計画の策定にあたっては以下の資料を参照することとされています。

- 「事業所安全計画例」
- 「事業所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例」
- 「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」
- 「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」
- 「園児の見落とし等の防止に関する各自治体の取組例や実例を踏まえた留意事項」
- 「児童発達支援ガイドライン」
- 「放課後等デイサービスガイドライン」

安全計画（例）の参考資料

安全計画（例）の策定にあたっては以下の資料を参考にしました。

○「盛岡市【ひな型】安全計画(Word形式)」

https://www.city.morioka.iwate.jp/kosodate/kodomo_azukeru/1042120.html